**野洲市オープンデータの推進に関する基本方針**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年２月

１．策定の背景

　スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）の普及、またモノのインターネット（ＩｏＴ）の進展等により、膨大で多種多様なデータが生成、流通するようになり、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出すことが期待されている。特に国や地方公共団体等が保有する公共データについては、国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められている。

1. 「官民データ活用推進基本法」の施行

　平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、地方公共団体は、官民データ活用の推進に関し、その経済的条件等に応じた施策を策定し実施する責務を有し、保有する官民データについて国民が容易に利用できるよう措置を講ずることと定められている。

1. 「野洲市経営改善アクションプラン」の策定

令和元年８月に策定した「野洲市経営改善アクションプラン」においては、政策形成を推進するための取組項目として「各種データ等の活用による新たな政策形成の推進」を掲げ、オープンデータ化の推進と職員のデータ活用能力の向上に取り組むこととしている。

本方針は、このような状況を踏まえ、野洲市が保有する情報を容易に入手し、自由に利用できるようにすることで、市民生活の向上や経済の活性化等に寄与することができるよう、オープンデータの推進に関する基本的な考え方を示すものである。

２．オープンデータの定義

保有する公共データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

３．オープンデータを推進する意義

* + 1. 市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

公共データを活用し、官民が協働することで、より効率的なサービスの提供やニーズの多様化等への対応が可能となり、地域課題の解決につなげることができる。

また、ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等、地域経済の活性化も期待できる。

* + 1. 良質な公共サービスの提供

　データから得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案を行うことで（EBPM：Evidence Based Policy Making）、一層良質な公共サービスを提供することができる。

③市政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いた公共データを公開することで、市民が政策等に関して十分な分析、評価を行うことが可能になり、行政の透明性や行政に対する市民の信頼度を高めることができる。

４．取組の基本方針

1. 積極的に公共データを公開し、営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
2. 可能な限り、機械判読に適した二次利用の容易な形で公開する。
3. 取組可能なデータから速やかに着手する。ただし、費用対効果について考慮し、効果的に取組を進める。

５．取組の方法

（１）データの公開方法

既存のWebサイト上に専用のページを設け公開する。

1. 優先的に取り組む分野
2. 国が公開を推奨しているデータ
3. 市民等からの情報開示請求や問合わせが多い等の市民ニーズが高いデータ
4. 市業務の業務改善や課題解決に広く活用できるデータ

※ただし、①個人情報を含むもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でないものは除く。

データの中に、第三者著作権や個別法の規定等によりオープンデータ化できない部分がある場合は、利用者が誤って二次利用することがないよう、その部分をオープンデータの対象外だと明示するか、該当範囲について取り除く。

（３）利用ルールと表示方法

　国際的にも広く認知されている標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際（CC BY 4.0）」 を原則採用し、自由な二次利用が可能な旨を周知する。

　具体的かつ合理的根拠に基づき「CC BY」とは別の利用条件を適用して公開すべきデータがある場合は、当該利用条件及びこれを適用する根拠を明示する。

（４）推進・管理体制

オープンデータに関する企画・調整は企画調整課が行うが、データの公開・更新等はそのデータを保有・管理している所管課が行う。統計情報等、データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行う。

６．その他

　本方針は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向等をふまえ、必要がある場合には随時改訂を行う。